

静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の改正について

区分	番号	内容	判断	理由	条例（案）等	
I 法改正にかかること	①	改正障害者差別解消法第8条第2項 (事業者における障害を理由とする差別の禁止)	○	現行の条例は、法と同じく事業者における合理的な配慮は努力義務となっていることから、義務とすべきである。	静岡県障害者差別解消条例 第9条第2項（事業者における障害を理由とする差別の禁止）	
		旧			新	現
	①	事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において…（略）必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない	事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において…（略）必要かつ合理的な配慮を <u>しなければならない</u>		事業者は、福祉、医療、雇用、商業…（略）その事業を行うに当たり、合理的な配慮をするよう努めなければならない。	事業者は、福祉、医療、雇用、商業…（略）その事業を行うに当たり、合理的な配慮を <u>しなければならない</u> 。
	改正障害者差別解消法第3条第2項 (国及び地方公共団体の責務)	×	条例では、県と市町の連携について規定しており、国との関係については、規定がないため、条例に影響はない。国との関係については法に基づき取り組んでいく。 (現在本項目に沿った内容で条例改正を予定しているのは愛知県のみである)	静岡県障害者差別解消条例 第6条第1項及び第2項（県と市又は町との連携）		
旧	新			<現行関連条文> 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、市又は町と連携するものとする。 2 県は、市又は町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。		
②	新設	(新) <u>国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</u>				
	改正障害者差別解消法第14条 (相談及び紛争の防止等のための体制の整備)	×	改正法14条に基づき県としても人材の育成及び確保に取り組んでいく。 (現在本項目に沿った内容で条例改正を予定しているのは愛知県と福島県のみである)	障害者差別解消条例 第1条(目的) 第12条(相談員の配置等)		
旧	新			<現行関連条文> 第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律…（略）県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、相談体制の確保、障害者及びその障害に対する理解を深めるための施策…（略）共生する社会の実現に資することを目的とする。 第12条 知事は、前条第2項各号に抱える対応をする者として、相談員をおくことができる。		
③	国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。	国及び地方公共団体は、障害者及び…（略）紛争の防止又は解決を図ることができるよう <u>人材の育成及び確保のための措置その他の</u> 必要な体制の整備を図るものとする。				
	改正障害者差別解消法第16条 (情報の収集、整理及び提供)	×	条例第23条、第24条の表彰、県民会議が同等のものと考えられる。	障害者差別解消条例 第23条(表彰等) 第24条(障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議)		
旧	新			<現行関連条文> 第23条（表彰等） 知事は、障害者及びその障害に対する理解を深めることにより障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、顕著な功績があると認められる者に対して、その功績を公表し、及び表彰することができる。 第24条（障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議） 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、障害者、その家族及び障害者の福祉に関する事業に関する団体その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体、県民並びに事業者が参加する障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議を開催するものとする。		
④	新設	(新) <u>地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。</u>				

## 【参考】法改正に伴う条例改正に関する他県状況

●47 都道府県中 42 回答 ●条例なし 7 ●条例改正なし 17

&lt;改正する都道府県 18&gt; ※うち1件静岡県

都道府県	合理的配慮の義務化	その他の改正	備考
北海道	○	○	・法 16 条第 2 項「情報の収集、整理及び提供」に関する規定を設ける
岩手県	×	検討中	・合理的配慮は「すべての人」と規定
福島県	○	○	・事業者に関する定義 ・法第 16 条第 2 項「情報の収集、整理及び提供」に関する規定を設ける。 ・相談の対象に「事業者」を追加 ・法第 14 条「紛争の防止又は解決を図ることができる人材育成及び確保のための措置その他必要な体制の整備」に関する規定を設ける。 ・助言又はあっせんの申立ての対象事案に合理的配慮の不提供を追加
栃木県	○	×	・その他改正は現時点ではない
群馬県	○	×	・その他改正は現時点ではない
埼玉県	○	検討中	
石川県	○	×	
福井県	○	×	
山梨県	○	検討中	・法第 14 条、16 条に関する内容について検討中
愛知県	○	○	・定義を明確化 ・助言又はあっせんの申立ての対象事案に合理的配慮の不提供を追加 ・法第 14 条「紛争の防止又は解決を図ることができる人材育成及び確保のための措置その他必要な体制の整備」に関する規定を設ける。 ・法第 16 条第 2 項「情報の収集、整理及び提供」に関する規定を設ける。
三重県	○	検討中	
京都府	○	○	・助言又はあっせんの申立ての対象事案に合理的配慮の不提供を追加 ・その他改正は検討中
大阪府	×	検討中	・合理的配慮の提供は民間事業者も「義務化」
愛媛県	○	検討中	
佐賀県	○	×	
熊本県	×	検討中	・合理的配慮は「何人も」と規定 ・助言又はあっせんの申立ての対象事案に「合理的配慮の不提供」を追加するか検討中
宮崎県	○	×	

